主 文本件各控訴を棄却する。 当審における訴訟費用は全部被告人両名の平等負担とする。

検察官の控訴の趣意は検察官渡辺衛提出の控訴趣意書記載のとおりであり、これに対する弁護人の答弁は弁護人六川常夫提出の答弁書記載のとおりである。また弁護人の控訴の趣意は弁護人六川常夫提出の控訴趣意書記載のとおりであり、これに対する検察官の答弁は検察官竹平光明提出の答弁書記載のとおりである。よつて右各控訴趣意書並に各答弁書をここに引用する。右各控訴趣意に対する当裁判所の判断は次のとおりである。

検察官の控訴趣意第一(法令の解釈適用の誤)及び第二の(2)(量刑不当)について。

所論は、公共企業体等の職員の争議行為は公共企業体等労働関係法(以下公共労法と略称)第一七条の規定によつて、いかなる場合も刑事免責を受ける余地はないものと解すべきであるにかかわらず、原判決がこれと反する判断をしているから原判決は法令の解釈を誤つたもので、その誤りが判決に影響を及ぼすことが明らかであり、かつ量刑に甚しく不当な結果を招来している、と主張する。

しかし公労法第一七条に関する右主張は多くの一般非現業公務員が原則として国 又は地方公共団体の権力の行使に関係があるためこれを阻害する争議権が本質働い 認められていないにも拘わらず、これと著しく異なりその経営においても又労働の 実態においても本質的に経済的企業として認めらるべき所謂現業公務員に争議権が 認められていたことは昭年二三年政令第二〇一号施行以前の労働組合法第三条第四 条(昭和二〇年法律第五一号)及び労働関係調整法第三八条(昭和二一年法律第二 五号)により明らかであつて、公労法第一七条は公共企業体等職員の労働条件に関 する苦情又は紛争の友好的平和的調整をえ一般利用者保護のため特に設けられた政 策的規定であることを深く考慮しない見解であつて右職員を一般公務員に適用され るとは別個の労働法規範に服させようとする右立法の趣旨に反し採用できない。

## (論旨第一の一のイについて)

所論は、昭和二八年法律第一七一号電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律(以下スト規制法と略称)第二条、第三条の違反、労働関係調整法(以下労調法と略称)第三六条の違反、及び船員法第三〇条の違反の場合においては右各法律自体にその罰則規定を設けておらず、また労組法第一条第二項の刑事免責規定の適用を排除する旨の明文の規定も設けていないことにおいて、公労法第一七条違反の場合と同様であるにかかわらず、右各法条に違反する争議行為について労組法第一条第二項の刑事免責、同法第八条の民事免責の適用が排除されることからみれば、公労法第一七条違反の場合についても刑事免責の適用が排除されることは明らかである、と主張する。

しかし罰則を伴わず争議行為を禁止する規定は、所論の場合のほか労調法第二六 条第四項が存するのであるけれども、これらの規定は争議行為の時期、手段、方法 について規制しているにとどまるから、争議行為自体を禁止した公労法第一七条と同列に論ずることはできないのみならず、争議行為の時期、手段、方法について規制した各規定を区別せず、いずれの場合も当然に労組法第一条第二項の刑事免責の適用が排除されるとする解釈には、合理的根拠はない。

(論旨第一の一の口について)

所論は、国家公務員法第九八条第五項、同法第一一〇条第一項第一七号、地方公 務員法第三七条第一項、同法第六一条第四号における公務員の争議行為の禁止と、 その違反に対する罰則規定の間には禁止の対象たる行為と罰則の対象たる行為との 間に相違があるにかかわらず、先に摩周丸判決はこれを無視し、罰則は禁止規定の 違反そのものに対するものと考え公共企業体等の職員の争議行為を禁止する公労法 第一七条に違反すれば直ちに犯罪(例えば業務妨害罪)に該ると解釈したものであ ると主張する。しかし争議行為を制限禁止する法規違反の効果は、原則として労働 法規範における不利益にとどまるものであり、法規がこれを超えて刑罰的制裁を科 する場合においては、争議行為を制限禁止する法規とその罰則とが成文法上極めて 明確な直接的規定でなければならないのである。争議行為の制限禁止の効果とし 罰則を伴うものは、所論の国公法、地公法のほか、労働法第三七条に対する同法第 三九条、同法第三八条に対する同法第四〇条の各規定がみられるのであるが、かか る規定に違反する行為について当該罰則が適用されることはいうまでもないけれど も、その行為がかかる直接的規定ではない他の刑罰法規、例えば鉄道営業法、郵便 法、公衆電気通信法等に違反する罪、あるいは刑法上の犯罪の構成要件を充足する ことがあつても、それらの行為が直ちに刑事免責の適用から除外されるわけではな いのである。摩周丸判決が国公法、地公法の罰則につき判示したのは、この理を明らかにしたにとどまり、所論のように公労法第一七条に違反すれば直ちに犯罪(例 えば業務妨害罪)に該当すると解釈したものではない。

(論旨第一の二の(イ)について)

所論は、公共企業体等においては、その公共的性格からいかなる方法を採るとにかかわらず、職員の争議行為を一般的に禁止したもので、争議権自身が否定されているのであるから、かかる争議権の認められていないもののなした争議行為について、その正当性が問題となる余地はないと云い、

て、その正当性が問題となる余地はないと云い、 A 違法性は全法律秩序、すなわち共同生活における公共の福祉の維持ないし増進をはかるために存在する秩序の見地からする行為の無価値または反価値の判断であるところ、公労法は第一条において公共企業体等の企業の正常な運営を最大限に確保し、もつて公共の福祉を増進し擁護することを目的とする旨規定しているところよりみれば、企業の正常な運営を阻害する争議行為のごときは公労法の目的に反し、あえて公労法第一七条の規定をまつ迄もなく違法であつて、労組法第一条第二項の適用を受ける余地がないと主張する。

しかし、法秩序の包含する対象は極めて複雑多岐にわたり、その対象を規律する法的規範はしかく単純なものではあり得ない。従つてある行為が一つの関係からは違法なものであつても、他の関係からは違法でない場合もあるのであつて、たてば行政上の取締法規に違反した契約でこの関係から違法とせられるものである。公労法第一条には所論のごとき立法目的をかかげているけれども(同旨の立ちのはスト規制法第一条にもかかげられている)、このことより直ちに公共企る等の職員のなす争議行為が同法第一七条の規定をまたずして違法であると認めるき合理的根拠はない。このことは昭和二三年政令第二〇一号施行以前において参議をが認められていなかつたにも拘わらず、現業公務員について争議権が認められていなかったにも拘わらず、現業のるであるう。

B 所論は、摩周丸判決が公共企業体等の職員の争議行為は公労法第一七条に違反し、いわゆる民事上の免責規定の適用のないことを肯定しつつも、いわゆる刑事上の免責規定の適用ありとしているが、このことはかかる争議行為は公労法違反という点で民事上は正当ならず違法であるが、しかし刑法上は刑事罰を加えるに足るべき高度の公序良俗違反なく、違法性に公序良俗違反の高度のものと低度のものとの段階を認め、犯罪として刑罰をもつて対抗するのは前者にかぎると解するものであつて失当であると主張する。

しかし、摩周丸判決が公労法第一七条に違反する行為につき民事上の免責規定の 適用がないにもかかわらず、刑事上の免責規定の適用がある旨を判示したのは、所 論のごとく違法性に公序良俗違反の高度のものと低度のものとの段階を認めたこと によるのではないのであつて、争議権が歴史的沿革に基く基本的人権であることより、その行使の制限禁止は極めて慎重であることを要し、その制限禁止の規定に違反する行為の効果は成文法上明確を要するとする見地から、公労法第一七条違反の行為の効果が同法第一八条の解雇及び同法第三条により明文をもつて労組法第八条の民事免責の規定の適用を排除された結果としての民事責任にとどまり、公労法第三条が公共企業体等の職員につき労組法の適用があることを明示しながら、公労法第一七条に附随して同条違反の行為につき労組法第一条第二項の適用を排除する旨を明文をもつて規定していないから、同条による刑事免責の適用が認められる旨を判示したにすぎないのである。

C 所論は、行為の適法(違法性阻却)か違法かは、法益秤量の観点からその行為のもたらす利益がその行為の害する利益より大であるか小であるかにより決せられるところ、公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当つては全力を挙げてこれに専念しなければならない(国公法第九六条第一項、地公法第三〇条)性質のものである以上、これらの公務員が自己の要求貫徹のために争議行為をおこなうごときことは法益秤量の見地からも許されないことであって、このことは現業公務員についてはもちろん公務員的性格を有する公共企業体職員についても同様であるから、公共企業体の職員の争議行為は、かかる法益秤量の観点からも違法性阻却の理由がないと主張する。

(論旨第一の二の(ロ)について)

所論は、公共企業体等の職員の争議行為に関し罰則規定を設けなかつたのは、争議行為の規模、態様の如何により刑法第二三四条威力業務妨害罪の規定を適用することができるし、又いわゆる現業業務は国または地方公共団体の行政事務とは性格を異にする点にかんがみ、国公法、地公法と異なり実行行為の前段階に属する共謀、あおり、そそのかしのごとき行為は犯罪として処罰するまでもないとして、特に公労法に罰則規定を設けなかつたものであると主張する。

しかし、昭和二三年政令第二〇一号の制定施行以前において一般非現業公務員とり現業公務員が旧労組法第三条(昭和二〇年法律第五一号)にいわゆる労働者として団結権、団体交渉権、争議権を有していたことは旧労働関係調整法項にの昭和二一年法律第二五号)に徴し疑の余地なく日本国憲法第一五条第二項員の公務員につき全体の奉仕者たる性格付けがなされたことの現業公務員の争議権の行為を禁止したのは、現業公務員の争議権の行使らば、現業公務員についてその争議行為を禁止したのは、現業公務員の争議権の行めらはであることを対して本来正当な争議行為につき、特別にこれを規制したに条第二項の任らないの違反の効果は石政令が明文をもつて規定したの第二条第二項の任めによのによりを主張できないこと及び同令第三条の処罰にとどまるものと、下次はにより国家公務員は同法第九八条第二項は任命または雇用上の権利とのたが、その違反の効果として同法第九八条第二項は任命または雇用上の権利

を主張できないことにつき前記政令と同旨の規定をもうけたが、罰則については争 議行為を処罰した右政令と異なり、同法第一一〇条第一項第一七号により争議行為 の遂行の共謀、そそのかし、あおり等の行為を処罰するにすぎないのである。つい で昭和二四年六月一日公労法の施行により、従来一般職の国家公務員であつた国鉄 職員、塩、煙草等の専売職員は公共企業体職員とされ、争議行為については同法第 -七条によりこれを禁止されたけれども、その違反の効果については同法第一八条 において解雇を規定するにとどまり、争議行為に関する明文の処罰規定は全く存しないのである。その後新設された日本電信電話公社及び五現業の国家公務員につい ても、その労働関係については公労法により規律されることとなり、また地方公務 員に関しても地公法、地公労法により国家公務員とほぼ同様の経過を辿つているの である。以上の沿革に徴すれば、一般非現業公務員と異なり公共企業体等の職員に ついては、争議行為は本来正当なものであるにかかわらず、昭和二三年政令第二〇 一号によつて禁止しかつこれを処罰することとしたけれども、経済的な企業の実質 及び職員の労働の実態において私企業とかわりのない公共企業体等の職員につき、 国及び地方公共団体の行政に従事する一般職公務員と同様にこれを禁止し処罰する ことの不合理性が認められ、その労働関係につき別個の法律をもつて規律すること としたものと解しなければならない。そして公共企業体等の職員の争議行為につい ての禁止は右職員の労働条件に関する苦情又は紛争の友好的平和的調整を考え、 般利用者保護のために特に政策的規定として公労法第一七条に規定されたものであ つて、その違反の効果については同法第一八条により解雇されるにとどまるものと 他方同法第三条による労組法第八条の適用除外によつて民事責任を負う場合が あることとしたけれども、同法第一七条に附随して刑事免責規定の労組法第一条第 二項の適用を排除することを規定していないことよりみれば同法第一七条違反の行 為であつても労組法の適用があり右禁止規定がなければ正当とされる範囲内にとど まるかぎり刑事責任からは免責されることとしたものと解するのが相当である。従 つて所論のように公労法第一七条は当然の規定であり公労法が公共企業体の職員の 争議に関し罰則規定を設けなかつたのは、争議の規模、態様の如何により刑法上業 務妨害罪の規定を適用することができるからであるとは解されない。かような沿革 的理由からも、また公労法第三条が労組法第一条第二項の適用除外を明文をもつて 規定していないことからも、公共企業体等の職員の争議行為については労組法第一 条第二項の適用があるものと解する。

《要旨第一》以上の次第で、公共企業体等の職員の公労法第一七条に違反する行為の処罰については、労組法第一条第二〈/要旨第一〉項の適用を考え、犯罪の構成要件に該当するとともに、争議の目的、時期、方法等の点につき労組法所定の正当性の限界を超えるものに限ると解するのが相当であり、これと解釈の結論を同じくする原判決には法令の解釈の誤りはなく、この見地に立つて量刑した原判決に不当の点はない。

検察官の控訴趣意第二(量刑不当)の(1)、(3)ないし(5)について。 所論は、原判決は前提となるべき法令の解釈適用を誤り、かつ事実を誤認し、ひいて被告人らの量刑に重大な影響を及ぼしているとして、次のように主張する。 (論旨第二の(1)について)

所論は、公共企業体の職員が勤務時間内に喰い込むがごとき職場集会を開く争議 行為は、正当な組合活動とは認められないが、まして本件のごとく管理権者が船長 の場合においては勤務時間の内外をとわず正当な組合活動たり得ないものと解すべ きであつて、原判決は本件が船長のいわゆる船権に基く禁止に違反して船内におい て行われた強度の反公共性を帯びる行為であることを軽視し、誤つた法解釈と量刑 をしていると主張する。

〈要旨第二〉そこで、公共企業体の職員がその通常勤務する場所において行なう職場集会の適法性の限界につき、公労法〈/要旨第二〉第一七条との関連において考えるに、憲法が保障する労働基本権は公共企業体の職員についても認められるものであり、たんに公労法第一七条により一般利用者の保護のため政策的に争議権の行使が持たられているのにすぎないのであるから、職場集会が勤務時間外において行なわれるかぎり公労法第一七条に違反することなく、従つてそれは企業施設内において行なわれるときは当然に使用者の施設管理権と抵触するけれども、使用者がたんに企業施設の所有権の一機能としての施設管理権をもつて、職員の職場集会を特段されないと解する。もつとも管理権者は企業施設の維持保管の権限を有するとともにれないと解する。もつとも管理権者は企業施設の維持保管の権限を有するとともにその職責をも有するのであるから、職場集会が施設の通常の用法と著しく異る使用

方法によつて行なわれ、そのため施設の維持保管に支障を来たすおそれのある場合 においては正当な組合活動としての職場集会であつても、管理権者は例外的にこれ を禁止することができるものと解すべく、企業施設が船舶である場合には、船舶の 特殊性からその管理権者である船長のなす職場集会の禁止が正当なものとして許容 される場合が多く認められること勿論である。しかしながら公共企業体の職員の職 場集会が勤務時間内において行なわれるときは、業務管理者の許諾ある場合、また は従来慣行として認められている場合等特別の事情のないかぎり、業務の正常な運 営を阻害する行為として公労法第一七条に違反する争議行為となるものと解する。 けだし公労法第一七条にいわゆる業務の正常な運営を阻害する行為とは、具体的な 業務運営阻害の結果の発生を必要とするものではなく、その危険性があれば足りる ものと解すべきところ、勤務時間は職員がその間業務管理者の管理のもとにその指 揮に従い労務に服すべきものとして定められるものであるから、その時間内におい て職場集会を行うことはとりもなおさず職員が業務管理者の管理を離れ、その指揮 を拒否することにほかならず、かかる職場集会が業務運営の正常性を害する危険性があることは明らかであるからである。

原判決は、職場集会が若干勤務時間に喰い込んでも、業務の正常な運営が阻害さ れない場合のあることを認める点において当裁判所と見解を異にするけれども、 の大綱において当裁判所と法令解釈の基本的立場を同じくすることは原判決を仔細 に検討すれば明らかであり、しかも原判決は結局船長の禁止命令に違反した被告人 等の所為を公労法第一七条に違反すると判断しているのであるから、この立場から した原判決の量刑が所論のごとく不当であるとすることはできない。論旨は理由が ない。

(論旨第二の(3)ないし(5)について)

所論は、原判決は被告人両名の量刑の前提として「不乗便廃止問題については公 共企業体等労働委員会札幌地方調停委員会のあつせんの結果、青函地方本部の当初 からの主張のとおり国鉄本社と国鉄労組本部との団体交渉に移され、解決されたと ころからも窺われるように、青函局側の交渉中及び廃止を実施する態度には柔軟性 に欠けるところがあつた」事実、及び「本件檜山丸が長時間の出港遅延を来したこ とについては、職場集会が終了する頃同集会を指導していた青函地方本部船舶支部 委員長Aが、警察官が動員されたことを口実に右集会を抗議集会に切りかえたこと など、他の組合役員の行為にもその原因があつて被告人両名のみの責に帰しえな い」事実を認定しているが、右は量刑の基礎となる事実の認定を誤つたもので被告 人両名に対する科刑は軽きに失するものであると主張する。

しかしながら、原審記録及び原裁判所で取調べた証拠によれば前記各事実はこれ を認めることができるのであつて、本件記録並に原裁判所及び当裁判所で取調べた 証拠により認められる本件犯行の動機、態様、罪質、殊に本件の遠因が青函当局の 労務管理の不手際から生じた不乗便制度の廃止をめぐる労使の対立であること等諸 般の事情を綜合すれば、検察官の所論を考慮に容れても、被告人両名を各懲役二月 に処し、その各刑の執行を一年間猶予した原判決の量刑は、いささかも軽きに失す

るものではない。論旨は理由がない。 弁護人の控訴趣意第一点(事実誤認)について。 所論は、原判決は第二波職場集会においては、組合役員及び組合ピケットの乗船 目的には、組合機関で決定された企画以上に連絡船の遅延及び船内に混乱を生ぜしめる目的があつたかのごとき認定をし、一切の責任を組合に帰せしめているが、組合側には殊更に出港を遅延させ船内に混乱を惹起する目的はなかつたし、当局側の 不当な干渉のない場合はなんらの混乱を生じていないのであつて、原判決は当局側 や警察官の行動との因果関係を全く無視し、証拠の評価を誤つたものであり、この 誤認は判決に影響を及ぼすことが明らかであると主張する。

橋に派遣され各船に乗船した事実を認定し、それから直ちに被告人両名が檜山丸を 遅延せしめ、あるいは船内に混乱を生ぜしめる意図をもつていたと結論しているの ではない。原判決はこれを仔細に検討すれば、被告人両名の乗船目的は役員として 機関決定に従い、檜山丸における職場集会の指令点検、斗争の経過報告、激励、意 見の集約及び被告人らに引続いて乗船することになつていた組合ピケットに対する 船内における統制指揮等の任務を遂行するにあつたけれども、被告人らは現地派遣 委員として青函地本の第二波斗争を指導し、(イ)昭和三四年八月一六日午後二時 五五分出港予定の十勝丸、(ロ)同日午後七時四〇分出港予定の第十二青函丸

(ハ) 同月一七日午後七時四〇分出港予定の檜山丸、 (二) 同月一八日午後七時四

○分出港予定の第十二青函丸において、当局側と組合員との間に発生した紛争と混乱のため、それぞれ各船とも出港が一二分ないし二五分遅延したことを諒知しているらに八月一九日午后七時四○分出港予定の本件檜山丸については、約を担合という多数の組合ピケ隊が動員され、他方青函局側も組合ピケ隊の乗船を入り、2000年では、1000年では100年では1000年で1000

つぎに、八月一九日午前九時五〇分出港の空知丸のごとく、当局や公安職員の介 入のなかつた船においては、指令どおりの職場集会が行われたが定時に出港しておることは所論のとおりであるけれども、当局側の応援班及び公安職員の出動あるい は当局側の要請に基く警察官の派遣をもつて所論のごとく当局側の不当な干渉と速 断することはできない。本来組合員の通常使用する場所における職場集会は、勤務 時間外に開催されるかぎりにおいては、公共企業体の組合にあつても通常は適法な 組合活動として容認されるべきものであるが、勤務時間内における職場集会は当然 に業務の正常な運営を阻害する争議行為として、公労法第一七条に違反することはすでに述べたところである。青函地本の企画した第一波、第二波の斗争はいずれも 貨物船にあつては乗務員の勤務時間内に喰い込む職場集会であり、しかも第二波斗 争において決定指令した内容は、有川棧橋に着岸予定の貨物船については出港五分 前までの勤務時間に喰い込む一時間の職場集会であり、原審証人B、同C、同D、 同Eの各証言によれば、連絡船の出港準備作業は機関部にあつては出港前七〇分 (但し一時間で交替)より、また甲板部にあつては出港前三〇分より当直乗組員が配置について開始されるところ、右指令どおりの職場集会が開かれる場合は、出港準備作業の大半を勤務しないことになり、また貨車積替作業に伴う船体の傾斜を調 整するトリミングポンプの操作を担当する操舵係がその勤務を行わないときは、約 四〇分を要する右貨車積替作業は不可能となり、連絡船の定時出港が困難となるこ とが予想されたのであるから、かように公労法第一七条に違反する争議行為に対 連絡船の正常な運航業務を管理する青函局において、組合側の争議行為を阻止 局側に要請することは公平を欠くものである。組合側と当局側とのもみ合いの事実 は、常に当局側が鉄道公安職員を直接出動させて組合側に実力を行使した場合であ ること所論のとおりであるとしても、これをもつて当局側の不当な介入と速断する ことはできない。原判決がこれらの当局側の態度を十分考慮していることは、原判 決を仔細にみればおのずから明らかなところである。結局原判決には事実誤認は認 められない。

論旨は理由がない。

弁護人の控訴趣意第二点の一(事実誤認及び法令適用の誤)について。

所論は、青函地本の企画した第二波職場集会は、国鉄の輸送業務の正常な運営を 阻害するものではなく、職場集会は正当な組合活動であり、従来からの慣行どおり 組合役員の乗船許容されるべきでものであるのにかかわらず、青函局は専ら組合運 動抑圧の手段として職場集会及び船内立入を禁止したもので、原判決が第二波職場 集会の企画とそれに対する青函局の対策、意図を正しく評価せず、被告人両名の行 為を公労法第一七条違反であると判断したのは、事実誤認の結果法令の解釈適用を 誤つたものであると主張する。

しかしながら、青函地本の企画した第二波職場集会が乗務員の勤務時間内職場集会であり、かような勤務時間内の職場集会が公労法第一七条に違反することはすでに述べたとおりである。しかも前示のごとく第二波職場集会においては、これにより連絡船の定時出港が危ぶまれた状況にあつたのであるから、青函局がこれを禁止

し、また本件檜山丸において船長が組合役員、組合ピケツトの乗船を阻止するためにした船内の施錠及び舷門を開かなかつたこと並びに乗組員以外の者の乗船を禁止する旨の放送等の各措置は、いずれも権限に基く適法なものと認めるべく、これを無視し組合役員として職場集会の指令点検、指導等の目的で船内に立入つた被告人両名の行為もまた公労法第一七条に違反するものといわなければならない。

原判決には所論のごとき事実誤認及び法令の解釈適用り誤りはない。

論旨は理由がない。

双方から具体的に検討する。

弁護人の控訴趣意第二点の二(事実誤認及び法令適用の誤)について。

等のため船内に立入つた被告人両名の行為の正当性につき、目的及び手段、態様の

弁護人の控訴趣意第二点の三(事実誤認及び法令適用の誤)について。

所論は、(1)本件檜山丸における船長の施錠措置は、その地位を利用し、処分によって威嚇して組合員の職場離脱を阻止し、業務命令に従い施錠して引労するの職場がない状態において就労せしめたもので、労基法第五条の「暴行脅迫その機能では身体の自由を不当に拘束する手段によって労働者の意思に反して労働者の制したもの」に該当するところ、被告人らの乗船はかかる組合員の精神及の情で対し、組合役員として船長に違法な措置なる追求し、組合員の精神及び身体の自由を回復するため、やむを得ずしても、と追求し、組合員の精神及び身体の自由を回復するため、やむを得ずしても、と当時衛行為であり、(2)かりに就労が強制労働と認められないということは、単なる法律上のあやまりということはであるがこれを強制労働と理解したのは、単なる法律上のあやまりというさいであると主張する。

められ、K操舵掛は必ずしも所論のように職場で孤立した状況にあつたわけではな いから、同人が自由な判断により行動することが全く不可能であつたわけではな い。以上のように急迫不正の侵害行為の認められない以上、被告人らの乗船行為が 正当防衛に該当する論旨は、爾余の点を判断するまでもなく理由がない。

つぎに右(2)の所論につき判断するに、原判示のごとく、第二波斗争の第一日 目の十勝丸以降多数の連絡船において、本件同様にトリミングポンプ操作室に内部 から施錠されてあり、このことは被告人ら組合役員においても諒知していたにかか わらず組合役員において乗務員等に対しその実情を調査した事跡もなく、単に前示 のごとく被告人ら組合役員が組合員たる操舵掛に対し作業中施錠しないよう説得し たにすぎないものであることよりみれば、被告人両名は本件檜山丸における船長の 施錠に関する措置の意図及び方法が前示のごときものであることについて認識して いたものと推定すべく、右事実についての錯誤は認められないから、かりに被告人 両名が右事実を強制労働に該当すると判断しても、それは法律上の評価のあやまり にすぎず、これに対する誤想防衛は成立の余地がないものとしなければならない。 論旨は理由がない。

弁護人の控訴趣意第二点の四(法令適用の誤)について。 所論は、労働条件の一方的変更を敢てしながら自らの非を顧みず、組合の抗議に も耳をかさず、専ら違法な労働の強制、警察権力による抑圧等の違法な行為を行つ た当局の態度、檜山丸出港について当局のとつた措置、労働条件の一方的切下げ変 更による既得権の侵害、強制労働等によつて受けた組合員の自由侵害、権力的抑圧 による団結権侵害と、檜山丸の出港遅延による影響等とを比較して考えれば、本件 における被告人両名の檜山丸乗船は、現行法秩序のもとにおいては社会的相当性を 有する行為であつて、実質的違法性を阻却するにもかかわらず、原判決がかかる観 点を考慮しなかつたのは、違法性に関する法令の解釈適用を誤つたものであると主 張する。

しかしながら、前示のごとく不乗便制度の廃止が、本質的に勤務指定に関する管 理運営事項に属するか、労働条件の変更に該当するかは解釈上微妙な問題が存するから、これを労働条件に該当すると解してこれに反対するため、抗議集会を企画した争議行為の目的が社会通念に照らし必ずしも不当であると認められないけれど も、これを管理運営事項と解釈した当局側の見解もその理由のあることであつて、 これを廃止するにあたり組合の了解を得るため数度にわたる折衝の末、ついに一方 的に廃止した青函局の態度が、所論のごとく不当なものであるとすることはできな 当局側に違法な労働の強制や権力的抑圧による団結権侵害の存しなかつたこと はすでに判示したとおりであり、また出動した警察官の実力行使が所論のごとく積 極的であつたと認めるに足る証拠もない。してみると被告人両名の乗船行為が実質 的違法性を阻却するとの所論は、その余の点を判断するまでもなく採用しがたい。 論旨は理由がない。

弁護人の控訴趣意第三点(量刑不当)について。

所論は、原判決は被告人両名に不利益な量刑の事由として、「被告人両名は公共 企業体である国鉄の労働組合役員として明らかに公労法第一七条に違反する争議行 為の企画に参画し、その指導の目的で本件犯行に出でたこと」及び「右犯行は被告 人が当初認識し且つ容認したごとく、多数組合ピケットの船内侵入とそれによつて 生じた混乱の結果、本州と北海道を結ぶ重要な輸送路である連絡船檜山丸の出港を 一時間二二分遅延せしめる端緒をなしたこと」を掲げているけれども、かりに被告 人両名が公労法第一七条に違反する争議行為の企画に参加したとしても、その責任 は同法第一八条の解雇にとどまることは、原判決が理由中でその見解を明らかにしたとおりであるにかかわらず、量刑において刑事責任加重の一事由としたことは不 合理であり、また組合ピケツトの乗船と被告人両名の乗船とは直接関係はなく かも檜山丸遅延の最大の原因は組合ピケツトの乗船ではないのであるから、被告人 らの刑事責任加重の根拠とならないものであつて、かような誤れる立場において量 刑した原判決の科刑は重きに失するものであると主張する。

しかしながら、公労法第一七条違反の効果は同法第一八条の解雇にとどまり れをもつて量刑の基礎資料とすることの許されないことは所謂のとおりであるけれ ども、原判決は結局において被告人両名の本件犯行が公労法第一七条に違反するの みならず、刑法上も違法であることを判断し、その上で量刑したものであることが 明らかであるから、結論において不合理な点はない。原審記録及び原裁判所で取調 べた証拠によれば、被告人両名の犯行が檜山丸出港遅延の端緒となつた経緯に関す る原判示事実は優に認められるところであり、当審における事実取調の結果は右認 定事実を左右するものではないから、右事実を前提として量刑した原判決にはなんら不当の点はない。そして本件記録並びに原裁判所及び当裁判所で取調べた証拠により認められる本件犯行の動機、態様、罪質等諸般の事情を綜合すれば、被告人両名が不乗便問題の団体交渉による平和的解決に最後まで努力した点等に関する所論を考慮に容れても、原判決の量刑は重きに失するものではない。論旨は理由がない。

よつて刑事訴訟法第三九六条により検察官及び被告人両名の各控訴を棄却すべきものとし、当審における訴訟費用の負担につき同法第一八一条第一項本文を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 羽生田利朝 裁判官 船田三雄 裁判官 浅野芳朗)